

第5章 実現のための施策の方針



第5章 実現のための施策の方針



5-1 施策の体系

本計画の実現に向け、当町の緑地について、「骨格を形成する緑地を『守る』」「水と緑の拠点となる緑地を『つくる』」「水と緑のネットワークを形成する緑地を『結ぶ』」「官民連携・協働で緑地(水と緑)を『いかす』」ために推進すべき施策の体系を以下の表に整理しました。

この体系に沿って、各施策の項目の方針内容を示します。

■施策の体系

【蟹江町の緑地の配置方針】

【推進すべき施策】

骨格を形成する緑地を『守る』

◇地域制緑地の保全年針

- 河川の保全年針
- 農地の保全年針
- 社寺林などの樹林地の保全年針

水と緑の拠点となる緑地を『つくる』

◇施設緑地の整備方針

- 都市公園の整備方針
- 公共施設緑地の整備方針
- 民間施設緑地の整備方針

水と緑のネットワークを形成する緑地を『結ぶ』

◇都市緑化の方針

- 河川、道路の緑化方針
- 公共公益施設の緑化方針
- 民有地の緑化方針
- 都市緑化推進事業

官民連携・協働で緑地(水と緑)を『いかす』

◇緑地の活用方針

- 緑地の既存ストックの活用
- 多様な主体と連携した緑地の活用、緑化推進

5-2 地域制緑地の保全方針

当町の水と緑の骨格を形成する河川や農地などは、法や条例などで指定された地域制緑地であり、「農業振興地域・農用地区域」「河川区域」「条例」で指定され保全が図られています。

また、保全の重要度が高い主要な社寺林は、引き続き都市緑地法による「特別緑地保全地区」の指定を検討していきます。

■ 地域制緑地による緑地保全

【法による緑地保全の手法】

- 緑地保全地域（都市緑地法）
- 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- 風致地区（都市計画法）
- 生産緑地地区（生産緑地法）
- 景観地区で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）
- 自然公園（自然公園法）
- 自然環境保全地域（自然環境保全法）
- 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法）
- 河川区域（河川法）
- 保安林区域（森林法）
- 地域森林計画対象民有林（森林法）
- 保存樹・保存樹林（樹木保存法）
- 景観重要樹木（景観法）
- 史跡・名勝・天然記念物などの文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法）など

【協定による緑地保全の手法】

- 緑地協定（都市緑地法）、景観協定で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）

【条例などによるもの】

- 条例・要綱・契約、協定などによる緑地の保全地区や緑化の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地など

※青字アンダーラインは当町での適用分（条例は佐屋川、大膳川の河川区域）

1. 河川の保全方針

河川区域は、二級河川の日光川、善太川、蟹江川、福田川の111.22haと、普通河川の佐屋川、大膳川の31.37haです。

今後も、これら河川区域の保全を図るとともに、河川の水質浄化に努め、水郷のまちである当町の水と緑の骨格を維持・保全します。

■ 蟹江川（八剣社付近）



■ 佐屋川（近鉄線付近）



■ 日光川（尾張温泉付近）



2. 農地の保全方針

農業振興地域農用地区域は、農業生産基盤として生産機能の維持・増進を図るとともに、市街地や集落地からの緑の景観として、また、遊水空間としての防災機能や、生物生息地としての生物多様性機能を有する緑地として重要です。今後も、農業振興地域農用地区域110.94haの保全を図ります。

■町北部の農地



■町南部の農地



3. 社寺林などの樹林地の保全方針

(1) 特別緑地保全地区の指定

当町は自然樹林地が少なく、社寺境内地内の樹林である社寺林は貴重な緑地といえます。当町の特性を有する緑地のある社寺やまとまった緑地を有する施設として、良好な植物群落のある「法応寺・盛泉寺、神明社・西光寺」、歴史的、伝統的風土を代表する緑や水辺などのある「富吉建速神社・八剱社、龍照院、三明神社、宝蓮寺、鹿島神社」などが挙げられます。

これら社寺林などの積極的な保全を図るため、都市緑地法による「特別緑地保全地区」の指定を、中間年次（令和7年）までに検討していきます。

■特別緑地保全地区の指定目標

単位：ha

対象となる緑を有する社寺など	現況 令和2年	中間年次 令和7年	目標年次 令和12年
富吉建速神社・八剱社、 龍照院	なし	0.54	0.54
三明神社	//	0.13	0.13
今川東公園	//	0.07	0.07
宝蓮寺	//	0.14	0.14
法応寺、盛泉寺	//	0.37	0.37
神明社、西光寺	//	0.22	0.22
鹿島神社	//	0.26	0.26
合計	—	1.73	1.73

■ 富吉建速神社・八劔社



■ 鹿島神社



■ 特別緑地保全地区の指定による保全方針

番号	名 称	面積 (ha)	小学校区	指定理由
①	富吉建速神社・ 八劔社、龍照院	0.54	須西地区	祭りなどのイベントが行われる緑地 伝統的・歴史的風土を有する緑地
②	三明神社 今川東公園	0.20	蟹江地区	伝統的・歴史的風土を有する緑地
③	宝蓮寺	0.14	学戸地区	伝統的・歴史的風土を有する緑地
④	法応寺 盛泉寺	0.37	学戸地区	伝統的・歴史的風土を有する緑地
⑤	神明社 西光寺	0.22	蟹江地区	伝統的・歴史的風土を有する緑地
⑥	鹿島神社	0.26	新蟹江地区	伝統的・歴史的風土を有する緑地
合 計		1.73		

< 地域制緑地の指定方針（まとめ） >

単位：ha

種 別	現況 令和2年	中間年次 令和7年	目標年次 令和12年
特別緑地保全地区	なし	1.73	1.73
農業振興地域農用地区域	110.94	110.94	110.94
河川区域	111.22	111.22	111.22
条例等によるもの(普通河川)	31.37	31.37	31.37
合 計	253.53	255.26	255.26

【参考】特別緑地保全地区制度の概要

区 分	特別緑地保全地区
目的	○都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。
根拠法	○都市緑地法第12条
指定要件	○無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの ○神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの ○次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ・風致又は景観が優れているもの ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの
指定主体	○特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として、市町村（10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県）が計画決定を行います。
指定状況	○愛知県内では74地区（名古屋市73地区、春日井市1地区）（平成30年3月）
制限される行為	①建築物その他工作物の新築、改築又は増築 ②宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 ③木竹の伐採 ④水面の埋立て又は干拓 ⑤屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積など
土地の買入れ	○土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県知事（市の区域内にあっては当該市長）に対して、その土地を買入れる旨申し出ることができます。 ○この場合、市町村、都道府県あるいは緑地管理機構がその土地を買入れます。 ○地方公共団体は、土地の買入れ費用や買入れた土地の保全利用にあたり必要な施設の整備費用について、国の社会資本整備総合交付金を活用することができます。
指定のメリット	○特別緑地保全地区の指定には土地所有者にとって次のようなメリットがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・相続税：山林及び原野については8割評価減となります。（財産評価基本通達50-2、58-5、123-2） ・固定資産税が最大1/2まで減免されます。 ・建築行為等の申請が不許可となった時に土地の買入れを申し出ることができます（都市緑地法第17条）。譲渡所得には2,000万円の控除が適用されます。 ・管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができます。 ・市民緑地制度を併用することにより、地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができます。

資料：国土交通省HP

5-3 施設緑地の整備方針

都市の施設緑地（公園緑地などの緑のオープンスペース）は、良好な都市環境を提供し、市民の憩いの場、環境学習の場、多様な生物の生息空間、災害時の身近な避難地となるほか、交流や観光拠点として地域の活性化に役立ちます。

総合的な配置方針に基づき、当町の施設緑地の整備や緑化の推進に関する施策の方針を定めます。

1. 都市公園の整備方針

都市公園は、住区基幹公園の適正な配置を進めていきます。住区基幹公園が不足している蟹江川の東側地区を中心に、近隣公園・街区公園を整備していきます。

(1) 住区基幹公園

① 街区公園

街区公園は、先の配置計画に基づき現況の14ヶ所2.96haに加え、中間年次（令和7年）に1ヶ所0.25ha、目標年次（令和12年）に5ヶ所1.25haの整備を行い、一人当たり面積を1.17㎡/人（標準1.0㎡/人）とします。

■ 街区公園の整備目標

種別	現況 令和2年		中間年次 令和7年		目標年次 令和12年		一人当たり面積 (㎡/人)
	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	
街区公園	14	2.96	15	3.21	20	4.46	1.17 (標準1.0)

注：一人当たり面積は、目標年次における都市計画区域内人口38,000人で算出

② 近隣公園

近隣公園は、現況の1ヶ所1.6haに加え、目標年次（令和12年）に3ヶ所6.0haの整備を行い、一人当たり面積を2.00㎡/人（標準2.0㎡/人）とします。

■ 近隣公園の整備目標

種別	現況 令和2年		中間年次 令和7年		目標年次 令和12年		一人当たり面積 (㎡/人)
	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	
近隣公園	1	1.60	1	1.60	4	7.60	2.00 (標準2.0)

注：一人当たり面積は、目標年次における都市計画区域内人口38,000人で算出

③ 地区公園

地区公園は、日光川ウォーターパークが1ヶ所5.05ha整備されています。都市計画決定された規模は10.72haであることから、目標年次（令和12年）には10.72haの供用を目標とし、一人当り面積を2.82㎡/人（標準1.0）とします。

■ 地区公園の整備目標

種別	現況 令和2年		中間年次 令和7年		目標年次 令和12年		一人当り面積 (㎡/人)
	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	
地区公園	1	5.05	1	10.72	1	10.72	2.82 (標準1.0)

注：一人当り面積は、目標年次における都市計画区域内人口38,000人で算出

(2) 都市緑地

都市緑地は、源氏泉緑地2.50ha、蟹江川南緑地2.36haが整備されています。蟹江川南緑地は2.80haが都市計画決定されおり、中間年次（令和7年）に0.44haの整備を行い2.80ha全体の供用を目標とします。なお、新たな都市緑地は整備しない方針とします。

■ 都市緑地の整備目標

種別	現況 令和2年		中間年次 令和7年		目標年次 令和12年		一人当り面積 (㎡/人)
	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	
都市緑地	2	4.86	2	5.30	2	5.30	1.39

注：一人当り面積は、目標年次における都市計画区域内人口38,000人で算出

■ 源氏泉緑地



2. 公共施設緑地の整備方針

(1) 地域公園

地域公園（遊園）などは、現況で29ヶ所2.25haがあり、将来もこれらの緑地の維持・保全をしていきます。

(2) グラウンド

グラウンドは、佐屋川グラウンド1ヶ所0.97ha、中央ゲートボール場1ヶ所0.44ha、開放している教育施設7ヶ所6.50haがあり、将来もこれらの緑地の維持・保全をしていきます。

(3) その他

その他は、蟹江インターチェンジ3.95ha、蟹江川水辺スポット1ヶ所0.94ha、蟹江町希望の丘広場2.23haがあり、将来もこれらの緑地の維持・保全をしていきます。

■ 公共施設緑地の整備目標

種別	現況 令和2年		中間年次 令和7年		目標年次 令和12年		一人当たり面積 (㎡/人)
	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	
公共施設 緑地	41	17.28	41	17.28	41	17.28	4.55 (標準なし)

注：一人当たり面積は、目標年次における都市計画区域内人口38,000人で算出

■ 開放教育施設（須西小学校のグラウンド）



3. 民間施設緑地の整備方針

(1) スポーツ施設

スポーツ施設は、佐屋川ゴルフセンターや名古屋WESTフットサルクラブなど5ヶ所5.45haがあり、将来もこれらの緑地の維持・保全をしていきます。

(2) 社寺

社寺は、忠霊苑、蓮行寺など21ヶ所3.38haがあり、将来もこれらの緑地の維持・保全をしていきます。

■ 民間施設緑地の整備目標

種別	現況 令和2年		中間年次 令和7年		目標年次 令和12年		一人当たり面積 (㎡/人)
	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	
民間施設 緑地	26	8.83	26	8.83	26	8.83	2.32 (標準なし)

注：一人当たり面積は、目標年次における都市計画区域内人口38,000人で算出

5-4 都市緑化の方針

緑が有する機能を複合的・効果的に発揮させるためには、水と緑が連続した空間や拠点からなる骨格軸をつくり、これらを基盤とした面的な広がり形成する「水と緑のネットワーク」の形成が重要です。骨格軸となる河川などや道路、地域の各拠点となる公共公益施設の緑化方針を定めます。

1. 河川、道路の緑化方針

(1) 緑化目標

河川などや道路の緑化は、水と緑のネットワーク形成を目標として設定します。また、町内の都市計画道路では、一部を除き緑化推進を図ります。

【区分】	【緑化目標】	【緑化率】	
		現況(%)	目標(%)
河川など	<ul style="list-style-type: none"> 河川区域や水路の緑化、河川や水路沿いの緑道整備で水と緑のネットワーク化を推進します。 	—	—
道路	<ul style="list-style-type: none"> 道路緑化で連続性のある緑のネットワーク化を推進します。 駅前広場は、町の玄関口として緑と調和したシンボリックな景観形成を図ります。 	都市計画道路整備延長の内緑化延長率 54.2%	都市計画道路の緑化延長率 80%

(2) 緑化の推進方針

河川などや道路の緑化目標を達成するための緑化の推進方針は、以下のとおりです。

【区分】	【緑化の推進方針】	【緑化内容など】
河川など	<ul style="list-style-type: none"> 河川沿いの緑道整備 佐屋川の緑化・浄化 	【河川堤防道路や護岸部の整備】 <ul style="list-style-type: none"> 護岸の緑化整備やフラワーポットの配置 並木などの連続性のある緑の配置 親水護岸などによる水辺スポットの整備 佐屋川の水質浄化
	<ul style="list-style-type: none"> 身近な水路の親水化 水路暗渠化による緑道整備 	【水路の整備】 <ul style="list-style-type: none"> 水質浄化と親水護岸などの整備 並木などの連続性のある緑の配置 水路沿い遊歩道の整備 水路の暗渠化による緑道整備
道路	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の修景・緑化 	【街路樹の整備】 <ul style="list-style-type: none"> 緑量感と連続性のある並木や四季の花の植栽による修景や路線ごとの樹種設定 フラワーポットなどの花壇づくり 緑と調和したシンボリックな景観形成を図る
	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の改良・新設と緑化 	【県道・町道の改良】 <ul style="list-style-type: none"> 並木など連続性のある緑の配置 歩道の整備

■道路緑化（役場横）



■道路緑化（都市計画道路温泉通線）



2. 公共公益施設の緑化方針

(1) 緑化目標

公共公益施設緑化の目標は、現況の緑化率などを踏まえて以下のように設定します。各施設の緑化は、これらの目標値を上回る緑化に努めるものとします。国で定められた緑化率の目標はありませんが、都市公園の標準的な緑化率※₁や、都市緑地法で緑化地域指定がなされている建築物の緑化率の最低限度値※₂を参考としています。

【区分】	【緑化目標】	現況(%)	【緑化率】 目標(%)	参考(%)	
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を考慮した個性ある公園づくりを行います。 地域の緑の拠点とします。 	地区公園 25% 近隣公園 32% 街区公園 60%	地区公園 50% 近隣公園 50% 街区公園 60%	地区公園 50% 近隣公園 50% 街区公園 30%	※ ₁
官公署 (行政サービス施設)	<ul style="list-style-type: none"> 町民サービスの拠点として質の高い緑を増やします。 	13%	20%以上	25%	※ ₂
学校 (教育文化施設)	<ul style="list-style-type: none"> 外周部の緑量感を高めます。 情操教育・環境教育の場としてふさわしい緑化を行います。 	13%	20%以上	25%	※ ₂
その他の公共公益施設	<ul style="list-style-type: none"> 修景緑化により、都市景観の向上と親しみやすさが増す工夫を行います。 	福祉施設 3% スポーツ施設 12%	15%以上	25%	※ ₂

注：現況の緑化率は第1章の緑化状況参照

■都市公園の緑化（学戸公園）



■公共公益施設の緑化（役場）



(2) 緑化の推進方針

公共公益施設の緑化目標を達成するための緑化の推進方針は、以下のとおりです。

【区分】	【緑化の推進方針】	【緑化内容など】
都市公園	・既存公園の緑化	【既存公園の緑化】 ・プランターの設置や樹木の補植
	・公園や緑地などの整備	【公園や緑地の整備】 ・地域特性に留意した公園づくり ・植栽面積の確保
官公署 (行政サービス施設)	・官公庁施設の緑化	【緑化整備の充実】 ・町の花木の植栽など“町らしさ”の演出 ・駐車場緑化、屋上緑化や壁面緑化の整備
学校 (教育文化施設)	・学校の緑化	【小中学校の緑化整備の充実】 ・体験型学習農園やビオトープ池づくり ・生徒が育てた花壇、鉢植えで修景するメインエントランスづくり ・学習活動として生徒による植栽管理
その他の公共 公益施設	・公共公益施設の緑化	【緑化の充実】 ・外周緑化による緑の充実 ・花壇やフラワーポットの配置

3. 民有地の緑化方針

(1) 緑化目標

民有地の緑化目標は、土地利用区分別に以下のように設定します。

【区分】	【緑化目標】	【植栽基準】
住宅地	個人住宅 ・特に設けない	・生垣化（1mに低木2本以上）と前庭緑化
	住宅団地 ・既設：空地の10% ・新設：敷地の15%以上	・緑化面積10㎡に高木1本、低木3本 ・生垣（1mに低木2本以上）と前庭の緑化
商業地	・特に設けない	・建築物の壁面緑化やプランターの配置などによる効果的な植栽を行います。
工場地	・既設：空地の20% ・新設：敷地の20%	・緑地の75%以上を敷地周辺部に配置し、常緑高木を主体に植栽帯を形成します。 ・工場立地法の緑地基準に準拠します。

注：高木、低木とは、その樹木が成木に達したときの樹高で判別する
高木とは、樹高がおおむね3m以上となるもので、低木とは、高木以外のもの

(2) 緑化の推進方針

民有地の緑化目標を達成するための緑化の推進方針は、以下のとおりです。

【区分】	【緑化の推進方針】	【緑化内容など】
住宅地	個人住宅	・生垣や前庭の緑化 ・プランターや花壇による花づくり ・緑のカーテンづくり ・オープンガーデン
	住宅団地	
商業地	・緑化協定や建築協定 ・緑化助成制度の活用	・壁面緑化、屋上緑化 ・駐車場緑化
工場地	・工場立地法に基づく緑化	・外周緑化、生垣 ・壁面緑化、屋上緑化 ・駐車場緑化

■集落内の住宅地緑化



■商業施設の緑化



4. 都市緑化推進事業

(1) 都市緑化推進事業

町民との協働で都市緑化を推進し、緑あふれる水郷都市を実現するための事業として、現在実施している事業の活用や、新たに河川などの水辺を活用した水と緑の空間整備事業や花いっぱい運動などの実施などが考えられます。このような緑化事業を積極的に推進することで、潤いのある都市環境を創出します。

また、これらの事業には、愛知県が実施している「あいち森と緑づくり事業」などの補助事業の活用を検討していきます。

■緑化推進事業（案）

実施事業（案）	事業内容など
「まちなか交流センター」事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> 当町の地域資源の活用やPR、町民の交流促進、地域への関心の高揚などを目的とした交流拠点。 住民と行政の交流・協働の活動拠点として、魅力あるまちづくりに向けた取組を行う。
主要河川流域の水と緑のネットワーク事業の創設と実施	<ul style="list-style-type: none"> 佐屋川などの流域を緑の散策路で結び、地域の人々や観光客が自然を介してふれあいを育む水辺とする。 “水郷かにえ”としての歴史や文学的環境を水辺に配し水に親しみながら回遊できる緑地帯をつくる。 水郷景観をいかし、並木道や緑地、釣り堀など、様々な表情を見せる水景をつなぐ緑の散策路を整備する。
花いっぱい運動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設、屋敷の周り、道路沿道、街角などに四季折々の草花を植え、やさしい環境をつくるため、種子配布、草刈りイベントの実施を行う。
生垣や庭木用樹木の配布事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 四季折々に楽しめるよう、花木や実のなる木など幅広い樹種を配布する。
蟹江町都市緑化推進事業交付金の活用	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業（緑の街並み推進事業）に基づく間接補助事業として、町内にある敷地や建築物で、町民や事業者が行う優良な緑化事業に対して補助金を交付する。

■愛知県が実施している主な助成事業

実施事業（案）	事業内容など
あいち森と緑づくり事業の活用推進（愛知県の補助事業）	<ul style="list-style-type: none"> 都市の緑の適正な保全・創出のため、「あいち森と緑づくり税」を活用し、緑化重点地区などにおける「身近な緑づくり」「緑の街並み推進」「美しい並木道再生」「県民参加緑づくり」などの都市緑化事業を支援する。「緑の街並み推進」は、市街地の民有地において、まとまった規模での優良な緑化工事費の一部を助成し、民有地緑化を推進する。
愛知県都市緑化基金	<ul style="list-style-type: none"> 基金への寄付金や愛知県の出えん金を積み立てて、その利子により、市町村の都市緑化基金を通して、保存樹、保存樹林などの維持管理への助成や樹林配布を行い、身近な緑の普及啓発活動を支援する。

(2) その他の緑化施策

緑化推進事業の中心になる活動を補完する施策として、以下のものが考えられ、必要に応じて実施を検討していきます。

【区分】	【緑化項目】	【緑化施策例】
住宅地	住宅地の緑化	<ul style="list-style-type: none">・緑地協定・地区計画・建築協定・開発許可制度など
商業地	商業地の緑化	<ul style="list-style-type: none">・緑地協定・総合設計制度・地区計画・建築協定・街づくり協定など
工場地	工場地の緑化	<ul style="list-style-type: none">・緑地協定・地区計画・開発許可制度など
その他	緑化指導の推進	<ul style="list-style-type: none">・緑地協定の締結などの指導・開発許可の際の緑化の指導・工場緑化の指導・緑化の助成

5-5 緑地の活用方針

1. 緑地の既存ストックの活用

(1) 公園緑地などの更新

少子高齢化の進展などの社会変化に伴い、多様化する利用者のニーズに対応して、老朽化した遊戯施設や既存の公園緑地などの更新を検討し、魅力の向上、長寿命化を図ります。更新の際には、利用者のニーズに対応した公園となるよう、町民の意見を取り入れつつ更新内容を検討していきます。また、小さな子ども連れや高齢者、障がい者など、誰もが利用でき、過ごしやすい公園となるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の改修を推進していきます。

(2) 防災活動の場として利用

公園緑地やグラウンドなどは、初期の救援活動支援活動拠点として活用していきます。平常時には、地域の避難訓練の場として活用していきます。

2. 多様な主体と連携した緑地の活用、緑化推進

(1) 官民連携による公園緑地などの管理運営制度の検討

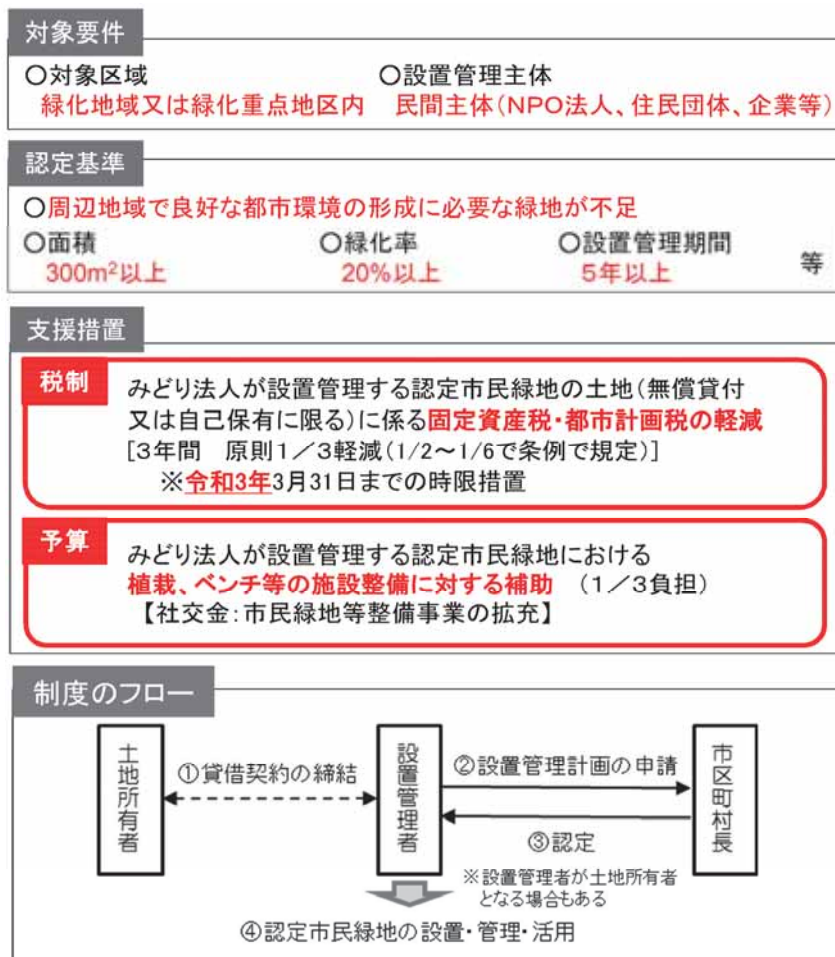
指定管理者制度やPark-PFIなどの可能性を探り、民間資金と民間の管理・運営力を活用した公園整備を検討していきます。(4-16頁参照)

財政面での厳しい制約などから、新たな都市公園用地の取得や整備には限りがあります。市街地内の低未利用地の町有地や空き家・空き地などを土地所有者の協力を得て、NPO法人や企業などの民間主体が設置管理者となり、公園的な空間に整備し管理する市民緑地認定制度の活用を検討していきます。

■市民緑地認定制度

<概要>

民有地を地域住民の利用に供する緑地として整備・管理する者が、設置管理計画を作成・申請し、市区町村長の認定を受けて、一定期間緑地を整備・利活用する制度



■認定市民緑地のイメージ



出典：国土交通省 HP

(2) 町民と行政による緑化推進体制の構築

町民参加の緑化活動としてアダプト・プログラム※（蟹江町ふる郷ふれあい事業（里親制度））が導入されており、身近な公共空間である道路や河川などの美化活動が行われています。

町民と行政による緑化推進体制の推進には、地域住民の自発的な参加や協力による都市緑化活動の創出と助成を図っていくことが重要になります。そのため、行政は積極的に緑化推進団体などの育成、緑化リーダーの養成などの取組を行っていきます。

また、公園管理は、地域の状況に合わせて地元住民による愛護会などを育成し、公園の維持管理を住民協働で進めていく方法があります。さらに、愛護会の中で公園利用の取決めを話し合う機会（公園の活性化に関する協議会の設置）をつくって、公園利用の活性化を図っていくことなども考えられます。

※アダプト・プログラムは市民と行政が協働で進める「まち美化プログラム」である。アダプトとは英語で「〇〇を養子にする」という意味で、一定区画の公共の場所を養子にみだて、市民がわが子のように愛情をもって面倒をみ（＝清掃美化を行い）、行政がこれを支援する。市民と行政が互いの役割を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進める。

出典：公益社団法人食品容器環境美化協会

■公園の活性化に関する協議会の設置例

協議会の構成員

- 公園管理者
- 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体等、公園利用者の利便の向上に資する活動を行う者で公園管理者が必要と認める者（自治会、町内会、まちづくり団体も可能）

協議会における協議事項（例）

- 公園の賑わい創出に向けたイベント開催等、運営に関する事項について協議
- キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、公園利用上のルール作りについて協議
- 住民参加による花壇作りや清掃等の美化活動等、住民協働のルール作りについて協議

- 育成：活動中の団体等の発掘と育成、地元の新たな管理団体等の組織化
- 運営：緑化団体ごとの活動対象と活動内容の情報交換、公共の助成の検討

出典：国土交通省「都市公園法の改正について」

(3) 緑化の普及・啓発活動

緑に対する普及・啓発活動の活性化は、各種の緑化施策への理解や参加のきっかけをつくるという意味で重要な要素となります。学校や各種団体などと連携しつつ、環境学習や地域学習の普及・拡大を図り、緑化行事や緑化コンクールの開催、教育活動、広報活動の強化などの推進に努めていきます。

その他、住民参加の緑の維持管理の充実を図るため、蟹江町ふる郷ふれあい事業や町ぐるみの水質浄化運動などの推進に努めていきます。

また、公園の紹介や行事情報のほか、緑化の推進に関する標語や町民の提案を募集し、公園の利活用を促進するとともに、多くの町民に緑に対する関心を深めてもらうため、様々な活動を検討していきます。

【活動名】	【内 容】
記念樹・献木の推進	・誕生記念、成人記念、卒業記念、結婚記念、還暦記念などでの植樹
広報活動の強化	・“水と共生するまちづくり”をテーマとした児童や生徒の作文、町民の提案の募集 ・町の広報などによる緑化行事、緑化事例などの紹介 ・緑化の推進に関する標語の募集、パンフレットの配布など
緑化コンクールの開催	・生垣コンクール ・花壇コンクール ※「フラワーブラボーコンクール」 ・学校緑化コンクールなどの開催 例)「全国花のまちづくりコンクール」(公財)日本花の会) など
教育活動の強化	・河川、水路の見学会、勉強会などの開催 ※「エコきっず調査隊」 ・庭木相談、植木講習会などの開催 ・学校での緑化教育の強化
各種緑化行事の開催	・植樹祭、植木即売会などを盛り込んだ緑化フェアの開催
住民参加による緑の維持管理の充実や緑化運動の推進	・蟹江町ふる郷ふれあい事業の推進 ・生活排水の浄化、浄化槽管理の徹底、水路清掃などの町ぐるみの水質浄化運動 ※「蟹江川をきれいにする会」、「フィル・ハート」、 「佐屋川河川敷をきれいにする会」、「スマイルクリーンズ」など ・ホテルの育成を通じて環境を考える ※「蟹江町学戸ホテルの会」 ・一人一本緑化運動 ・花いっぱい運動
顕彰制度	・緑化優良施設の表彰 ・巨樹、高齢樹の表彰 ・緑化奉仕団体に対する表彰 ・緑化功労者に対する表彰 ・優秀な緑化デザインに対する表彰

※当町で継続的に実施されている緑化・環境活動

5-6 緑化重点地区の計画

(1) 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、下表のような地区が対象として考えられます。これらの地区の中から、当町の特性を考慮し緑化重点地区を検討します。

下表の候補条件と町の特徴を照らし合わせ、地区公園(日光川ウォーターパーク)、近隣公園(学戸公園)、都市緑地(源氏泉緑地)など町を代表する主要な公園緑地や、役場などが集積するとともに、水郷の歴史をしのばせる佐屋川、大膳川、町の緑と水の骨格を形成する日光川などを含む、「町の中心地区」を設定します。(5-21頁の図「緑化重点地区の設定」参照)

■緑化重点地区の候補地区例

- ・ 町のシンボルとなる地区
- ・ 特に緑の少ない地区
- ・ 風致の維持・創出が重要な地区
- ・ 防災上課題があり、緑地の確保や市街地の緑化を行う必要性が高い地区
- ・ 緑化の推進の住民意識が高い地区
- ・ 市街地開発事業等の予定地区
- ・ 緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ・ 都市公園を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区
- ・ 公共施設と民有地の一体的な緑化など良好な環境の保全や創出を図る地区
- ・ ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区

資料：緑の基本計画ハンドブック

※アンダーラインが入ったものは、当町で対象となる項目

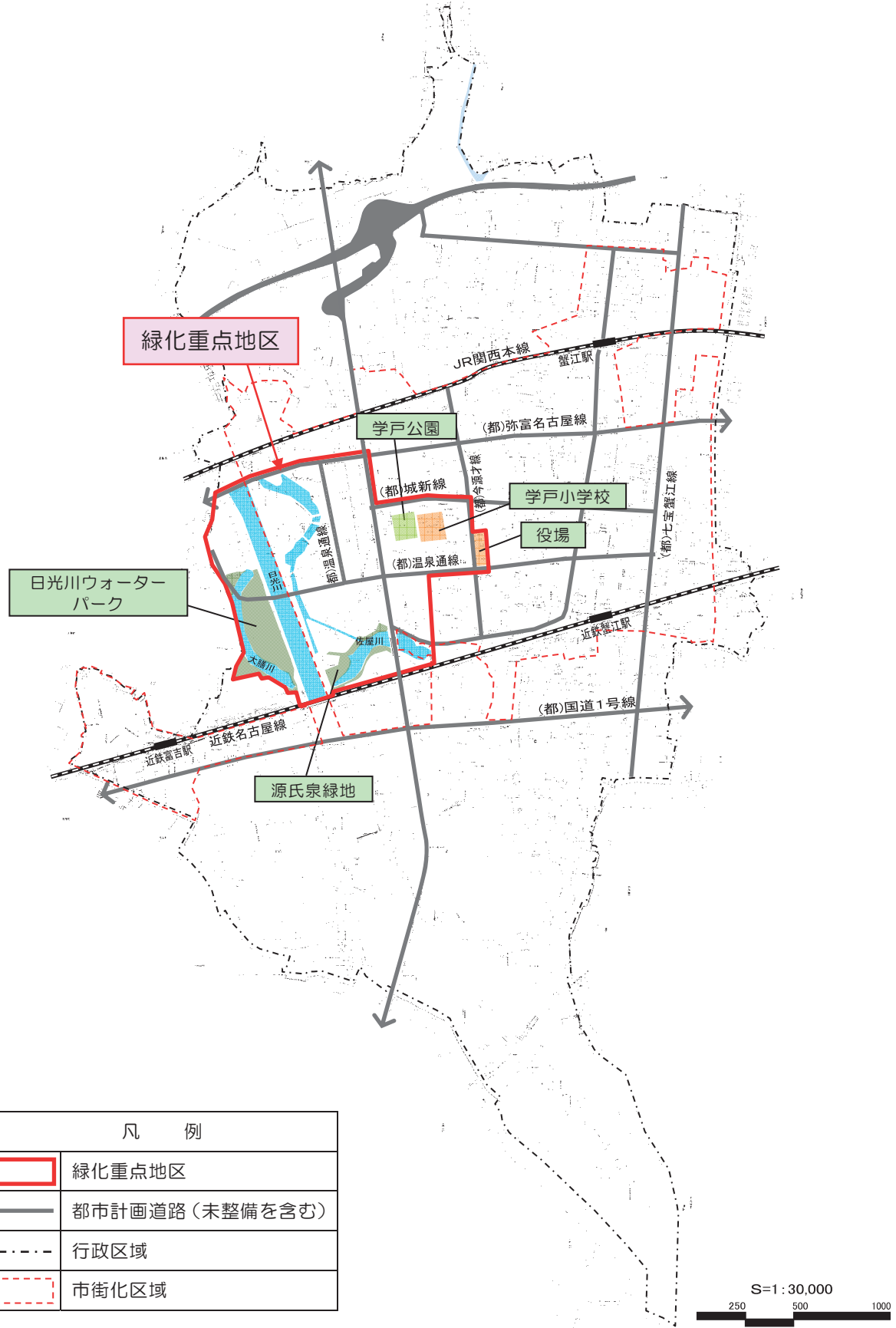
■日光川ウォーターパーク（地区公園）






■緑豊かな学戸公園（近隣公園）



■緑化重点地区の設定



凡 例	
	緑化重点地区
	都市計画道路(未整備を含む)
	行政区域
	市街化区域

(2) 緑化重点地区の現況と問題点、整備方針

緑化重点地区の現況と問題点、整備方針を以下の表に整理しました。

現況	問題点	整備方針
<ul style="list-style-type: none"> 商業地域、近隣商業地域、第1種、第2種中高層住居地域、第1種、第2種住居地域からなる土地利用 	<ul style="list-style-type: none"> 民有地の緑化率が低い 住宅や高層住宅の緑視率が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ①民有地・公共公益施設の一層の緑化推進 ②住宅地の生垣などによる緑化の促進
<ul style="list-style-type: none"> 町役場や中央公民館、図書館など主要な公共公益施設が立地 	<ul style="list-style-type: none"> 町の主要施設としての緑の継続的な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ③住民生活の中心となる公共公益施設(行政・文化拠点)の緑化の推進
<ul style="list-style-type: none"> 源氏泉緑地、日光川ウォーターパークなど町を代表する公園が整備 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の公園緑地などの魅力向上、継続性のある維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ④市街地周辺の主要な公園は、緑のランドマークとして、良好な緑の保全、利活用の推進 ⑤日光川ウォーターパークの未供用区域の整備
<ul style="list-style-type: none"> 尾張温泉など観光レクリエーション施設が立地 観光・交流拠点機能を持つ「まちなか交流センター(みちくさの駅楽人)」が整備 	<ul style="list-style-type: none"> 町の中心地区とつながる主要な公園や観光レクリエーション施設における緑のネットワークが十分でない 地区の中心となる観光レクリエーション施設の緑地が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥佐屋川を中心とした観光と交流の拠点にふさわしい環境整備の促進 ⑦豊かな水と緑を活用したレクリエーション空間の充実 ⑧「まちなか交流センター(みちくさの駅楽人)」の緑化の推進
<ul style="list-style-type: none"> (都)西尾張中央道、(都)温泉通線、(都)弥富名古屋線は、市街地や地域間の交通軸としての主要ルート 	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路は通過交通の車両がほとんどである 佐屋川の川岸は、佐屋川が有する魅力が十分に活かされていない 	<ul style="list-style-type: none"> ⑨都市計画道路の緑化の推進 ⑩市街地を連絡する道路は、街路樹の植栽地や沿道部の緑化を推進 ⑪佐屋川沿いの緑道整備 ⑫地区を結ぶ緑のネットワークの形成
<ul style="list-style-type: none"> 水路沿いはネットフェンスやガードレールで安全確保されている 農地が混在している 	<ul style="list-style-type: none"> ネットフェンスや護岸の景観が周辺の景観と調和していない箇所が見られる 水路が一部ガードレールで整備されているが、安全性が十分ではない箇所がある 農地の転用が進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ⑬水路沿いの景観と安全性の向上による緑のネットワーク形成 ⑭地域性豊かな水郷景観を創出(植栽の充実・河川浄化) ⑮優れた農業地の保全により、河川と一体となった自然環境を維持

蟹江町 緑化重点地区計画 整備方針図



凡 例	
	地区公園
	近隣公園、街区公園
	都市緑地
	公共公益施設
	社寺（民間施設緑地）
	河川
	都市計画道路（緑化・維持管理の充実）
	都市計画道路（緑化なし）
	都市計画道路（未整備区間）
	緑のネットワーク形成
	危険な水路の蓋かけ整備（緑道化）
	商業地域
	近隣商業地域
	第一種中高層住宅地地域
	第二種中高層住宅地地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	市街化区域界
	行政区境界
	緑化重点地区

②住宅地の生垣による緑化の促進



⑪佐屋川沿い緑道整備
⑫地区全体を結ぶ緑のネットワークの形成

⑮農業地の保全

⑨都市計画道路の緑化の推進

⑩地区公園と市街地を結ぶ都市計画道路の整備促進と緑化促進



⑤日光川ウォーターパークの未供用区域の整備



④緑のランドマークとして緑の保全
⑦水と緑を活用したレクリエーション空間の充実

100 250 500

⑭水辺の観光レクリエーション施設を活用し地域性豊かな水郷景観（植栽の充実や河川浄化）を創出

⑨都市計画道路の緑化の促進



⑬水路沿いの景観と安全性の向上による緑のネットワークの形成

①民有地の緑化の促進
②住宅地の生垣による緑化の促進

⑧「まちなか交流センター」の緑化の推進

③公共公益施設の緑化の推進

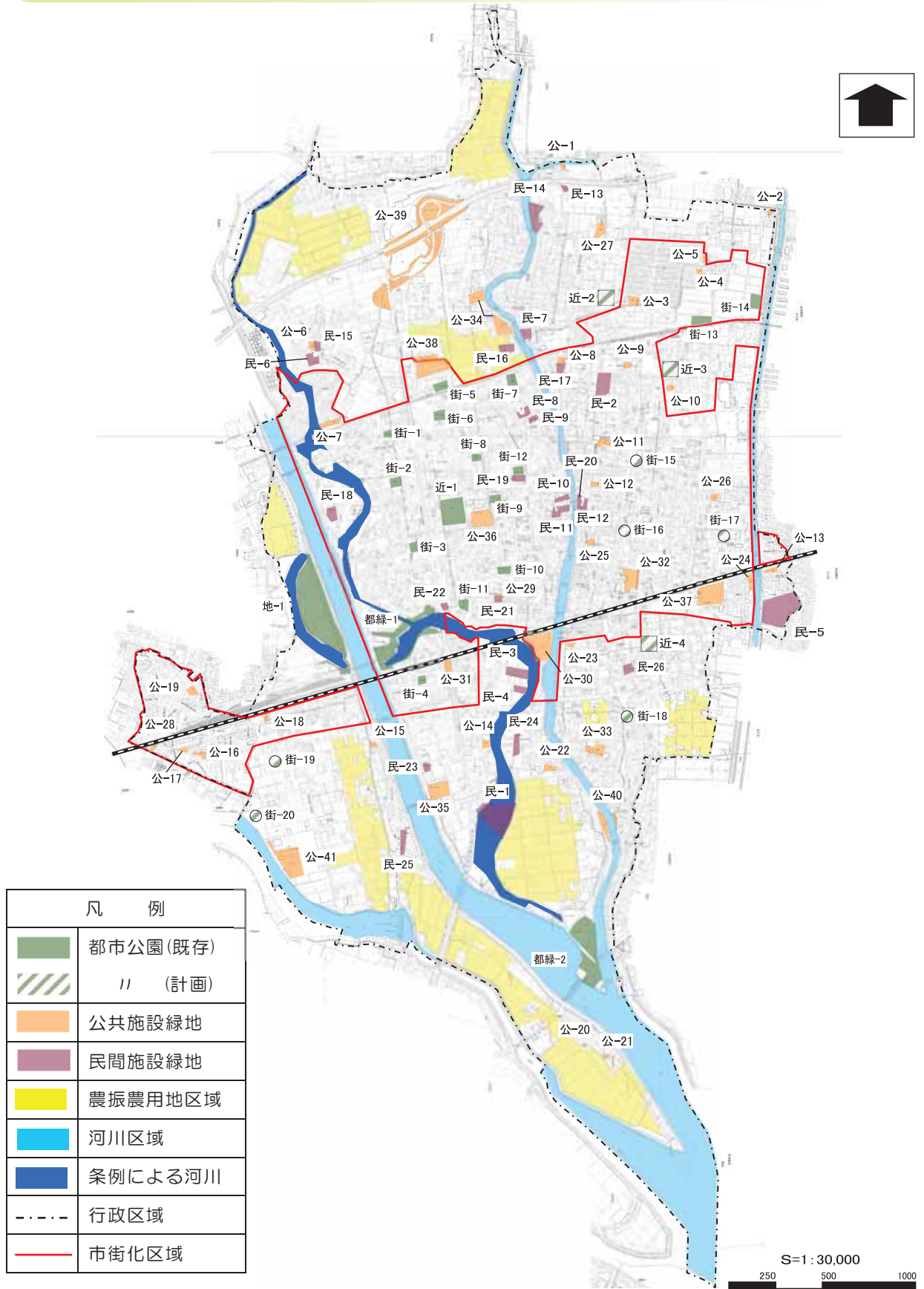


④緑のランドマークとして緑の保全や公園の利活用の推進

②住宅地の生垣による緑化の推進

- あいち森と緑づくり事業による緑の街並みを推進
- 多様な主体と連携した緑地の活用・緑化推進

5-7 実現のための施策の方針図



(参考資料)

※3-4 計画の目標水準の設定「将来市街地に接した周辺地域」(3-7頁)

「将来市街地に接した周辺地域」となる隣接緑地の面積計測範囲は下図に示す範囲です。

市街化区域界から約1km程度を目安とした隣接する河川区域、条例等によるもの、農業振興地域農用地の区域を計上しています。

■隣接緑地の面積計測範囲

